

第三期 特定健康診査等実施計画

テルモ健康保険組合

平成 30 年 2 月作成

特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

1 特定健康診査等の基本的考え方

糖尿病・高血圧症・脂質異常症・肥満症等(以下、糖尿病等という。)の生活習慣病は、内臓脂肪の蓄積(内臓脂肪型肥満)に起因する 경우가多く、加えて高血糖・高血圧症等の状態が重複した場合には、虚血性心疾患・脳血管疾患等の発症リスクが高くなる。これら糖尿病等の生活習慣病は、不適切な食生活や運動不足等の不健康な生活習慣が発症を招き、生活習慣の改善がないままにしておくことで、その後こうした疾患が重症に至るという過程をたどることになる。

このため、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の概念に基づき、その該当者および予備群に対し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに健康的な生活を維持できるよう支援することで、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的にリスクの高い40歳以上の被保険者および被扶養者を対象に特定健康診査を実施し、必要に応じて特定保健指導を実施する。

2 事業者等が行う健康診断及び保健指導との関係

事業者が健診を実施した場合は、当健保組合はそのデータを事業者から受領する。健診費用は、事業者が負担する。

3 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

I 目 標

1 特定健康診査の実施に係る目標

平成35年度における特定健康診査の実施率を90%とする。

この目標を達成するために、平成30年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率 (％)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	国の目標実施率
被保険者	95.0	96.0	96.0	97.0	97.0	98.0	－
被扶養者	66.0	67.0	68.0	69.0	71.0	75.0	－
被保険者+被扶養者	84.0	85.0	86.0	87.0	88.0	90.0	90.0

2 特定保健指導の実施に係る目標

平成35年度における特定保健指導の実施率55%とする。

この目標を達成するために、平成30年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率

(被保険者+被扶養者)

(人)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	国の目標実施率
40歳以上対象者（人）	5,048	5,206	5,304	5,369	5,473	5,567	－
特定保健指導対象者数 (推計)	698	730	747	765	784	814	－
実施率（％）	14.0	19.0	24.0	30.0	39.0	55.0	55.0
実施者数	100	138	182	230	309	445	

特定保健指導はすべて委託する。委託先は指導効果等の実績を確認し3年毎に見直す。

3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

平成35年度において、平成20年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の率を4ポイント以上減少させるものとする。

Ⅱ 特定健康診査等の対象者数

1 対象者数

① 特定健康診査

被保険者

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
対象者数（推計値）	122	122	122	122	122	122
40歳以上対象者	3,079	3,194	3,265	3,311	3,388	3,477
目標実施率（％）	95.0	96.0	96.0	97.0	97.0	98.0
目標実施者数	3,041	3,183	3,252	3,330	3,405	3,527

被扶養者

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
対象者数（推計値）	1,774	1,817	1,844	1,863	1,890	1,895
40歳以上対象者	73	73	73	73	73	73
目標実施率（％）	66	67	68	69	71	75
目標実施者数	1,219	1,266	1,304	1,336	1,394	1,476

被保険者＋被扶養者

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
対象者数（推計値）	1,896	1,939	1,966	1,985	2,012	2,017
40歳以上対象者	3,152	3,267	3,338	3,384	3,461	3,550
目標実施率（％）	84	85	86	87	88	90
目標実施者数	4,260	4,449	4,556	4,666	4,799	5,003

② 特定保健指導の対象者数

被保険者＋被扶養者

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
40歳以上対象者	5,048	5,206	5,304	5,369	5,473	5,567
動機づけ支援対象者	304	318	325	333	341	354
目標実施率（％）	14.0	19.0	24.0	30.0	39.0	55.0
目標実施者数	44	60	80	100	134	194
積極的支援対象者	394	412	422	432	443	460
目標実施率（％）	14.0	19.0	24.0	30.0	39.0	55.0
目標実施者数	56	78	102	130	175	251
保健指導援対象者計	698	730	747	765	784	814
目標実施率（％）	14.0	19.0	24.0	30.0	39.0	55.0
目標実施者数	100	138	182	230	309	445

1. 実施場所および委託の有無

(1) 特定健康診査

- 被保険者：母体企業の定期健康診断（法定）のデータ提供をもって実施したこととし、原則として地域単位で現行の契約健診機関に委託し実施する。

[地 区]	[実施場所]	[委託契約健診機関]
① 初台地区	新宿ロイヤル診療所	新宿ロイヤル診療所
② 湘南地区	研究開発センター	東名厚木メディカルサテライト総合健診センター
③ 富士宮地区	富士宮工場 愛鷹工場	池田病院健康管理センター 池田病院健康管理センター
④ 甲府地区	甲府工場	山梨県厚生連健康管理センター
⑤ 営業拠点他	各地域の委託契約健診機関	
⑥ 任意継続者	委託契約健診機関、任意の健診機関	

- 被扶養者：現行のレディース健診に特定健康診査の検査項目がすべて含まれており、原則として契約健診機関に委託し実施する。

[地 区]	[実施場所]	[委託契約健診機関]
① 東京地区	新宿ロイヤル診療所	新宿ロイヤル診療所
② 湘南地区	研究開発センター	イムス板橋健診センター
③ 富士宮地区	愛鷹工場	イムス板橋健診センター
④ 甲府地区	甲府工場	イムス板橋健診センター
⑤ 営業拠点他	委託契約健診機関	日本予防医学協会
⑥ 任意継続者	委託契約健診機関	日本予防医学協会

(2) 特定保健指導

- 標準的な健診・保健指導プログラム第3編第6章の考え方にに基づきアウトソーシングする。原則、被保険者、被扶養者とも東京近郊、山梨、静岡の在住者については特定保健指導を専門に行える業者（以下、外部委託先機関という）に委託する。それ以外の地方在住者については、上記委託健診機関で特定保健指導が行える場合はその機関に委託するが、効果が上がらない場合は外部委託先機関に委託する。

2. 実施項目

実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている下記健診項目とする。（○については医師の判断に基づき選択的に実施する項目とする。）

- 診 察：質問（問診）、計測 [身長・体重・肥満度・腹囲]、理学的所見（身体診察）、血圧
- 脂 質：中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール
- 肝 機 能：AST (GOT)、ALT (GPT)、 γ -GT (γ -GTP)
- 代 謝 系：空腹時血糖、尿糖、ヘモグロビン A1c (NGSP 値：国際標準)
- 尿腎機能：尿蛋白、潜血、血清クレアチニン
- 血液一般：ヘマトクリット値、血色素測定、赤血球数
- 心 機 能：12 誘導心電図
- 眼底検査：眼底検査

3. 実施時期

実施時期は、通年とする。

4. 受診方法および費用負担

原則、初台地区(被保険者)は、施設健診により実施し、湘南地区、富士宮地区、甲府地区の場合は事業場内で委託契約健診機関の健診バス等の巡回により集団で受診する。それ以外の地方については、委託契約健診機関に出向いて受診する。

特定健診に該当する検査項目の受診料は無料とする。

特定保健指導の費用については無料とする。

5. 周知・案内方法

周知は、ホームページに掲載して行う。

案内は自宅宛に特定健診の受診案内書を送付する。ただし、母体の定期健康診断を受診する被保険者については送付しない。

6. 健診データの受領方法

健診のデータは、委託契約健診機関から電子データを随時(又は月単位)受領する。受領した電子データは健保連の共同情報処理システムに格納し、保管する。電子データでの受領が困難な場合は、同システムに適宜パンチ入力する。なお、保管年数は当保健組合が実施した分も含め5年間とする。

7. 特定保健指導対象者の選出の方法

特定保健指導の対象者については、健保連の共同情報処理システムより選出する。

IV 個人情報保護

当健保組合は、「テルモ健康保険組合個人情報保護管理規程」を遵守する。

当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしはならない。

当健保組合のデータ管理者は常務理事とする。またデータの利用者は当健保組合の職員および事業所産業医、看護師に限る。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

V 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、ホームページに掲載する。

VI 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、毎年健康経営推進会議において見直しを検討する。

以 上